

－ 審査事務規程の一部改正について（第8次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 「敷地内における秩序維持」の強化

- 的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車機構が管理する敷地内における秩序維持に関する運用について、遵守事項等を整理することにより、実効性の更なる確保を図ります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347